

決めました!

条例の主なもの

●大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定

国は地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす地域経済牽引事業を推進するため、これまでの企業立地促進法を改め、予め県が策定した基本計画に基づき地域経済牽引事業を行おうとする事業者に対し、国税や地方税の課税特例などで設備投資を促進することとしていることから、本町においても、地域経済牽引事業に取組む企業に対する優遇措置を整備するため本条例の制定を行うものです。

●大崎町国民健康保険税条例の一部改正

平成30年度から国民健康保険における財政責任主体が県になることに伴い、地方税法の国民健康保険税に係る改正がなされたことにより本条例の一部を改正するものです。

質：今回の一部改正により、国保税の算定の方法は変わるのか。

答：県が財政責任主体になることから、今回の一部改正が行われますが、国保税の算定方法については、従来とまったく変わりません。

●大崎町介護保険条例の一部改正

介護保険事業の健全かつ適正な運営を図るための新しい大崎町介護保険事業計画が、平成30年度から平成32年度までの3年間実施されることに伴い、65歳以上の被保険者にかかる介護保険料率の改定や保険料率の適用期間等を改めるため、本条例の一部を改正するものです。

(保険料の標準額を抜粋)

現行：第5号 68,400円(月額5,700円)



改正後：第5号 78,000円(月額6,500円)

反対討論：本条例の一部改正によって、介護保険料が値上げされることになる。今行政に求められることは、

保険料を据え置いたための対策や、本町独自の減免対策等ではないかと考えるため本条例の一部改正には反対である。

賛成討論：今回保険料の増額を行わずに、3年後に保険料

の見直しを行った場合、本町における介護保険事業に関する状況を勘案すると、急激な増額を行わなければならぬ可能性があり、かなりの負担増が予想される。このことから、今回の保険料の増額を認めおくことで、仮に3年後の見直しで保険料が増額になった場合でも、緩やかな増額になり、保険者への負担が軽減されるのではないかと考えられることから本条例の一部改正には賛成である。